

# いじめ防止対策基本方針

## 一関市立桜町中学校

平成27年4月1日策定

(平成30年4月1日改正)

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

#### いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法第1章総則第2条において、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。本校では、これをふまえた上で、自分より弱い者に対して一方的に苦痛を与える行為をいじめの象徴的な行為ととらえ、また、起こった場所は学校の内外を問わないこと、いじめの判断を表面的・形式的に行わないこと等に留意し、いじめについてははっきり対処していきたい。

## 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- イ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ウ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- エ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかわる時間を多くするように努める。
- オ 生徒によるいじめ撲滅の取組みを行い、生徒ともに未然防止や早期発見に努める。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
  - 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
  - いじめアンケートを含めた相談アンケートを毎月1回は設定し、必要に応じて呼び出し相

談、チャンス相談、保護者との相談を行えるようにする。

- 定期相談（担任）を2学期に計画し、生徒理解と早期対応がなされるようにする。
- 新入生とスクールカウンセラーの面談を行い、心の相談室利用についての理解を深めさせる。

ウ 相談・通報のあった事案は、速やかに、校長、副校長、学年主任、生徒指導主事のいずれに相談し、運営委員会等を開催し情報共有に努める。

エ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

オ 相談窓口の紹介

- 日常の生徒・保護者からの相談・・・ 全職員
- スクールカウンセラー・支援員・・・ 特別支援コーディネーター、教育相談担当
- 地域からの相談窓口・・・ 副校長
- 外部機関の相談窓口・・・ 警察、24時間いじめ相談電話（県教委）019-623-7830

### (3) いじめの具体的対応（基本的な考え方）

ア いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。そして、「被害生徒を守り通す」という姿勢で対応する。

イ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに、校長、副校長、学年主任、生徒指導主事のいずれに相談し、「いじめ対策委員会」を開催し情報共有に努める。（再掲）

ウ 事実確認と報告

① 学年教師を中心に聴き取り ⇒ 速やかに全容をまとめいじめ防止対策委員会に報告

- 被害者からの聴き取り
- 周囲からの聴き取り
- 加害者からの聴き取り

※ 周囲からの状況把握で事実を固めたうえで、事実をもって丁寧に加害者から聴き取る。自白の強要は決して行わないこと。

## ② いじめへの指導

- 加害者への指導⇒形式的謝罪だけにせず、社会性の向上、人格の成長へ
- 集団への指導⇒いじめは許されない行為 止めさせる、知らせる、尊重し合う集団へ
- 被害者、その保護者への対応⇒事実説明、支援の決意・方針説明
- その他 懲戒の検討、観察、手段の確認等

エ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

オ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。

カ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

キ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

ク いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

コ いじめが解消したという判断は、いじめを認知した日から3か月以上いじめが止んでいる状態が継続し、被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等で確認して判断する。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

ア 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防

止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

- イ インターネット等を通じて行われているいじめが認められた場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、市教育委員会と連携してプロバイダー等に情報の削除を求める。
- ウ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 3 「いじめ対策委員会」の設置

---

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には緊急に開催する。

#### 「いじめ対策委員会」

- ア 構成員は、校長、副校長、主任事務主査、生徒指導主事、教務主任、学年主任、事案によって、関係教員も参加する。
- イ 生徒指導主事が、会の進行にあたる。
- ウ 会の内容
  - 定期的に、基本方針・年間計画・実行・検証・修正等を行う。
  - 緊急事案については、いじめに関する相談・通報への対応、いじめの判断と情報収集、いじめ事案への対応検討・決定、いじめ事案の報告等を行う。

### 4 重大事態への対処

---

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、迅速に調査に着手する。

(1) 学校が調査の主体となる場合 ※一関市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると同時に、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- エ 調査結果は市教育委員会を通して市長に報告する。
- オ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適宜・適切な方法により情報を提供する。ただし、個人情報に十分配慮し、理解を得る。
- カ いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- キ 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

(2)一関市教育委員会が主体となる場合

- ア 平成26年10月に一関市教育委員会が策定した、「一関市いじめ防止基本方針」による「いじめ問題調査委員会」の指導に基づいて、その対応を図る。
- イ 一関教育委員会（場合によっては第三者委員会）から情報提供があった場合に、いじめの隠蔽と見なされるような対応をとらないよう、十分配慮して対応する。

## 5 その他

---

### (1) 評価

ア いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価の項目を次のことを加える。

- いじめの未然防止にかかわる取り組みについて
- いじめの早期発見にかかわるとりくみについて

イ 校内の年度末反省会において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について反省を加え、次年度の参考とする。

### (2) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (3) 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を求める。また、学校評議員の助言を活かし、情報公開及び地域連携について検討する。